

新潟県選挙管理委員会規程第4号

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年7月19日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県選挙事務取扱規程（昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後		改正前	
目次		目次	
第1章～第3章の2 (略)		第1章～第3章の2 (略)	
第4章 投票(第10条—第32条) (略)		第4章 投票(第10条—第32条) (略)	
第10条の2(指定投票区の指定等の告示及び通知)		第10条の2(指定投票区の指定等の告示及び通知)	
<u>第10条の3(投票管理者の引継書)</u>			
第4章の2～第11章 (略)		第4章の2～第11章 (略)	
(指定投票区の指定等の告示及び通知)		(指定投票区の指定等の告示及び通知)	
第10条の2 (略)		第10条の2 (略)	
<u>(投票管理者の引継書)</u>			
第10条の3 投票管理者の引継書は、別記第8号様式の7に準じて作成するものとする。			
第10号様式の2 (投票立会人の引継書様式) 引継書		第10号様式の2 (投票立会人の引継書様式) 引継書	
私が、投票に <u>立ち会った午前 時から午後 時</u> ま		私が、投票に <u>立ち会うこととされた午(後)何時か</u>	
での間において、		<u>(前)</u>	
(略)		ら <u>午(後)何時</u> までの間において、	
(異常がある場合は、その内容及び処理状況を記載すること)		(略)	
(略)		(異常がある場合は、その内容及び処理状況を記載すること。)	
(略)		(略)	
		該当の有	特記事項
		無	
(略)			
3	不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還して投票をした者		
4	在外投票の投票用紙及び投票用封筒を返還して投票をした者		
		氏名	人数
(略)			
3	不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還して投票をした者		
4	在外投票の投票用紙及び投票用封筒を返還して投票をした者		

4	点字により投票をした者		
5	代理投票をした者		
6	投票拒否の決定をした者		

(略)

年 月 日 第何投票区投票管理者 氏 名

(略)

5	点字により投票をした者		
6	代理投票をした者		
7	投票拒否の決定をした者		

(略)

第何投票区投票管理者 氏 名

(略)

第2条 新潟県選挙事務取扱規程の一部を次のように改正する。

別記第8号様式の6の次に次の様式を加える。

第8号様式の7(投票管理者の引継書様式)

引 継 書

私が、投票管理者として投票に関する事務に従事した午前 時から午後 時までの間における投票状況等は、以下のとおりです。

1 投票管理者が選任した投票立会人

党 派	氏 名	参 会 時 刻

2 投票所を開いた時刻 午前 時

3 投票の状況

(1)投票用紙を再交付した者	(氏名)	(再交付の事由)	
(2)決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)		
(3)不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還して投票をした者	(氏名)		
(4)点字により投票をした者	人		
(5)代理投票をした者	選 挙 人	補 助 者	
	(氏名)	(氏名)	(氏名)
	代理投票者数 人		
(6)投票管理者の受けた公職選挙法第49条の投票	送致を受けた投票 票		
(7)投票拒否の決定をした者	選挙人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無
	法第50条の投票の拒否		
	法第48条の代理投票の拒否		

4 特記事項(投票状況等に関して特に引き継ぐべき事項がある場合に記載)

上記の記載が真正であることを確認して、署名します。

年 月 日 第何投票区投票管理者 氏 名

(何共通投票所投票管理者、何期日前投票所投票管理者)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。